

東京医療保健大学 FD・SD 委員会規程

(設置)

第1条 東京医療保健大学の教職員の資質の維持向上並びに教育の質の向上を図るため、FD・SD委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、授業内容・方法の改善を図るとともに、教員個々人の教育力・研究力の維持向上並びに教育の質の向上を図る。また、教職協働の観点に立って教員及び事務職員等についても大学運営に協働して業務に当たって行けるよう資質・能力及び意識の向上を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 大学経営会議で任命する専任教員
- (2) 事務局長
- (3) 総務人事部長
- (4) 教務部長
- (5) 研究協力部長
- (6) 企画部長

2 委員長が認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(審議事項)

第4条 委員会は次の事項を審議立案する。

- (1) 授業内容・方法の改善
- (2) 研究推進体制の整備
- (3) 各種研修会、研究会の実施
- (4) 外部研究費の導入の推進
- (5) 職員研修会等の実施
- (6) その他 FD・SD に関する事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、大学経営会議にて任命する。

2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、企画部が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

この規程は、平成18年2月15日より施行する。

この規程は、平成22年12月8日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。